

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定にもとづき、鯖江・丹生消防組合、消防職員(以下「職員」という。)の定数を定めるものとする。

(平18条例4・一部改正)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 消防吏員 139人

(2) 消防吏員以外の職員 1人

(平9条例2・平15条例1・平21条例2・平31条例2・令4条例4・一部改正)

(職員の定数に含まない職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数に含まないものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職とされた職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(3) 地方自治法第252条の17第1項(同法第292条)の規定により準用する場合を含む。)の規定により派遣した職員

(4) 初任教育および救急救命士養成に係る研修中の職員

2 前項第1号または第2号の職員が復職した場合において、職員の数が前条の職員の定数を超えるときは、欠員が生じるまで当該職員を職員の定数に含まないものとする。

(平16条例2・追加、令3条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第2号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第1号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する

附 則(令和4年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。